

半島振興計画の変更について

1. 半島振興計画の概要

○半島振興計画は、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域に指定されている 23 地域毎に関係道府県知事が主務大臣の同意を得て作成、変更。

※1 主務大臣：国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣

※2 半島振興法においては、主務大臣が半島振興計画に同意しようとするときには国土審議会の意見を聴かなければならないとされている

○振興の基本的方針及び各分野の整備や振興に関する事項を内容とし、計画に沿って、国、地方公共団体等が広域的、総合的な対策を推進。

2. 今回の変更の経緯

○本年 3 月に半島振興法の一部が改正され、法期限の 10 年間延長及び半島振興計画の記載事項の追加を踏まえた計画変更が必要となり、作業着手。

※3 現行計画は、平成 7 年 12 月に策定され、計画期間は平成 7 年度からおおむね 10 年間とされており、終期が到来

○国土審議会においては、半島振興計画に関する事項等を調査審議し、本審議会へ報告することを任務とし、本年 9 月、半島振興対策部会を設置。

○11 月以降、関係道府県知事から主務大臣への計画変更の協議、主務大臣から国土審議会会長への諮問を経て、半島振興対策部会（部会長：矢田俊文 北九州市立大学学長）にて調査審議。

3. 計画の主な変更内容

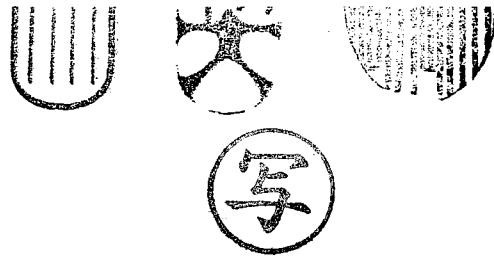
○法の延長を踏まえ、計画期間を平成 17 年度からおおむね 10 年間とし、社会経済情勢の変化を勘案するとともに、記載内容を更新。

○法の目的に「半島地域の自立的発展」が加えられたことに応じた加筆修正。

○法改正により計画で定める事項として新たに追加された地域間交流の促進に関する事項及び国土保全施設等の整備に関する事項について追加記載。

■半島振興計画の記載事項 ※下線部が今回の法改正による追加部分

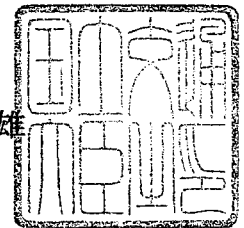
- 一 振興の基本的方針に関する事項
- 二 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 四 水資源の開発及び利用に関する事項
- 五 生活環境の整備に関する事項
- 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 七 教育及び文化の振興に関する事項
- 八 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- 九 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）
その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、半島振興に関し必要な事項



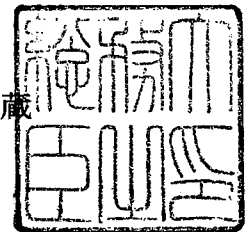
国都半第12号
総行地第138号
17農振第1344号
平成17年11月28日

国土審議会会長 秋山喜久 殿

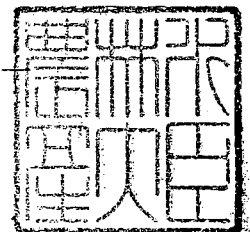
国土交通大臣 北側 一 雄



総務大臣 竹中 平 蔵



農林水産大臣 中 川 昭 一



半島振興計画の変更について（諮問）

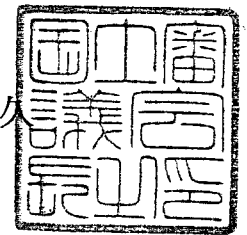
半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり、渡島地域のほか22の半島振興対策実施地域の関係道府県知事より半島振興計画の変更の協議がありましたので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



国 国 土 審 第 3 6 号
平成17年12月1日

国土審議会半島振興対策部会

国 土 審 議 会 会 長
秋 山 喜 久



国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣より当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

- ・平成17年11月28日付け国都半第12号、総行地第138号及び17農振第1344号 「半島振興計画の変更について（諮問）」